

## 第4章 障がい者施策の推進（障がい者計画等）

札幌市障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画であり、札幌市における障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本施策に応じて、施策の柱ごとに取組を規定するものです。

なお、障がい者施策は、札幌市障がい者計画のほか、札幌市障害者文化芸術活動推進計画及び札幌市読書バリアフリー推進計画をもって推進していきます。

※ 取組における区分の考え方は以下のとおりとし、第5章の成果目標の達成に資する特に重要な取組を重点取組としています。

継続	さっぽろ障がい者プラン 2018 から取り組んでおり、同様の事業内容で取り組むもの
拡充	さっぽろ障がい者プラン 2018 から取り組んでおり、事業内容を拡大・充実させて取り組むもの
新規	さっぽろ障がい者プラン 2018 では掲載されておらず、さっぽろ障がい者プラン 2024 において、初めて掲載するもの（事業開始時期によりません）



## 現状認識

社会のあらゆる場面における障がいを理由とする差別の解消を進めるため、様々な主体の取組との連携を図りつつ、「障害者差別解消法」の一層の浸透に向けた各種の広報・啓発活動を展開する必要があります。

2021年には「障害者差別解消法」が改正され、事業者による障がいのある方への合理的配慮の提供が法的義務化されました。行政機関等や事業者においては、事務・事業を行うに当たり、障がいのある方から何らかの配慮を求められた場合、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を行うことが求められます。

合理的配慮の提供にあたっては、障がいのある方と事業者との間の「建設的対話」を通じて相互理解を深め、ともに対応案を検討していくことが重要です。

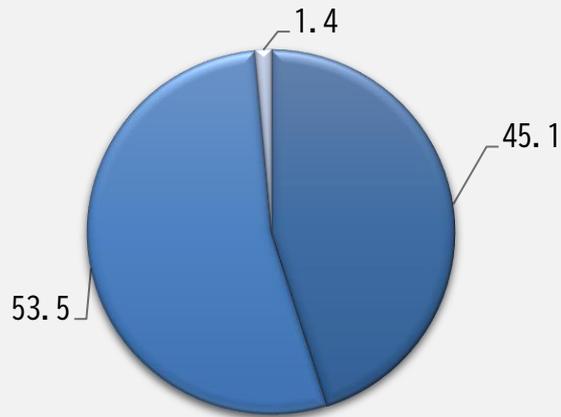
障がいのある方が地域で安心して生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用支援や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の適切な運用のほか、障がいのある方の権利侵害の防止に関する相談体制の充実等に取り組むことなど、障がいのある方の権利擁護のための取組を進めていくことが重要です。



※ グラフにおける「n」は、当該設問の回答者総数を示すものです。

およそ半数近い障がい児に差別経験がある

障がい児における差別経験の有無 (%)

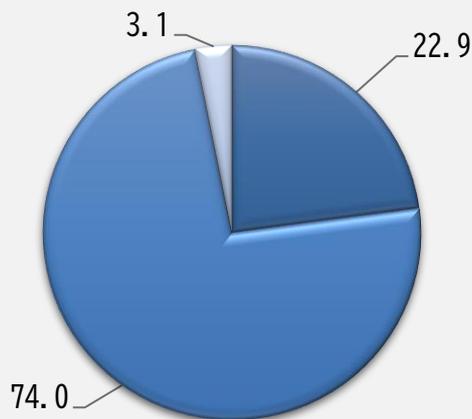


- 差別を受けるなどいやな思いをしたことがある
- 差別を受けるなどいやな思いをしたことがない
- 無回答

障がい児調査  
n = 359

企業における合理的配慮の法的義務化の認知は進んでいない

企業における改正障害者差別解消法の認知度 (%)



- 改正障害者差別解消法の内容（合理的配慮の法的義務化）を知っている
- 改正障害者差別解消法の内容（合理的配慮の法的義務化）を知らない
- 無回答

事業所調査  
n = 223

## 施策の柱

### (1) 障がい理由とする差別の解消の推進

- 改正された「障害者差別解消法」の啓発・広報に努め、市民や事業者の理解を促進します。
- 「札幌市共生社会推進協議会」の開催を通じて、障がいがある方の日常生活を支える関係機関による自主的な差別の解消の取組を推進し、障がいのある方が地域で安心して生活する環境づくりを目指します。
- 様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことを指す「心のバリアフリー」の普及啓発を図ります。

取組	取組概要	区分	担当部
市民向けフォーラムの実施	障害者差別解消法の周知にかかるフォーラムを実施し、広く市民に対して、障害者差別解消法の内容を周知するとともに、障がい等への理解促進を図ります。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
札幌市共生社会推進協議会の開催	札幌市、国、北海道、医療、事業者、福祉関係者など、障がいがある方の日常生活を支える関係機関や障がい当事者（家族を含む。）によって、定期的に障害者差別解消法に係る相談事例や取組内容等について情報共有や協議を行うことで、それぞれの機関の自主的な取組を推進し、障がいがある方が地域で安心して生活できる環境づくりを行います。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
ヘルプマークやヘルプカードの普及を通じた内部障がいや認知症などの理解促進	難病や内部障がい、認知症など外見上分かりづらい障がいのある方にヘルプマークをお持ちいただくことで、周囲の人たちが配慮しやすい環境づくりを推進していきます。また、災害時など、いざというときに必要な配慮事項を記載したヘルプカードとあわせて、広めていきます。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
障害者週間記念事業の実施	障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者の社会参加を一層促進するため、障害者週間（12月3～9日）の期間中、啓発事業等を行います。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針改訂版の周知啓発	改正障害者差別解消法により実施が求められている事項等について、札幌市の率先した取組を広く市民に周知することにより、札幌市民全体で障がい理由とする差別をなくすため「障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針改訂版」の周知啓発を図ります。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
改正障害者差別解消法の周知啓発	改正障害者差別解消法の周知を目的としたポスター等を作成し、地下鉄駅や市有施設等に掲示して、市民や事業者等への理解を促します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部

取組	取組概要	区分	担当部
心のバリアフリーの出前講座の実施	「心のバリアフリー」をテーマとして、障がいについて理解を深めることを目的に、障害者差別解消法にも触れつつ、障がいの特性や配慮の方法などについて説明する出前講座を実施します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
心のバリアフリーガイドの配布	障がいの特性や配慮の方法を紹介したガイドブック「心のバリアフリーガイド」を作成・配布するほか、子ども向けのガイドブック「心のバリアフリーガイドわかりやすい版」を市内の小学校4年生全員へ、「心のバリアフリーガイド中学生用」を市内の中学校3年生全員へ配布します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
心のバリアフリー研修の実施 <b>重点取組</b>	「心のバリアフリー」について学び、実践につなげることを目的として、市民、企業などを対象に「札幌市心のバリアフリー研修」を実施します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
親子でユニバーサルを体験する機会の検討	障がいのある方などに対する偏見や無理解といった意識の障壁を解消する「心のバリアフリー」の涵養を図ることを目的として、障がいのある子どもや障がいのない子ども、その保護者が共同で、楽しみながらユニバーサル（共生）社会を学ぶ機会を検討します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
多様な媒体を活用した心のバリアフリーの普及啓発	街頭ビジョンにおけるコマース映、地下鉄車内ステッカー掲出などにより、心のバリアフリーの普及啓発の促進を図ります。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部

令和5年度 札幌市 **心のバリアフリー研修** オンライン&対面開催（詳細は裏面をご覧ください） **参加料無料**

「知らないでいること」が「バリア」になっている！

障がいについて 知ろう！ 受講であなたの意識が変わる！

心のバリアを外すには… みんなで広めよう！

こんな時どうする？ 共生社会のために

対象	開催日時	会場	定員
市民向け	10月20日[金] 18:30~20:30	定員:90名	10月13日[金] 18:30~20:30 10月19日[木] 14:00~16:00 10月25日[水] 14:00~16:00 10月17日[火] 13:30~15:30
	10月12日[木] 13:30~15:30	定員:各回90名	
	10月22日[日] 13:30~15:30	会場:かでる2・7 定員:各回50名	
企業向け	10月13日[金] 18:30~20:30	定員:各回90名	親子向け
10月19日[木] 14:00~16:00	定員:各回50名		
10月25日[水] 14:00~16:00	定員:各回50名		

1回の受講でOK!  
研修会の良い日をお選び下さい。  
※定員に達しない場合は、順延でも実施いたします。

※対面研修は障がい当事者とのトークセッションがあります。●オンラインは昨年同様の内容となります。

本事業は、札幌市から委託を受け、ユニバーサルデザイン有限公司 環工房が実施・運営します。

ユニバーサルデザイン 有限公司 環工房  
お申し込み方法と内容は裏面を御覧ください

TEL / 070-1120-6544 (受付時間: 平日10:00~17:00)  
FAX / 011-644-0334 事業案内動画はこちら▶▶▶

## (2) 行政サービス等における合理的配慮の提供及び合理的配慮を受けやすくする環境の整備

- 札幌市職員に対し、「共生社会の実現に向けた札幌市職員の待遇要領改訂版」に基づく職場研修を実施することで、法律の理解促進及び適切な対応能力の向上を図ります。
- 障がいのある方が円滑にその権利を行使できるよう、行政において必要な環境の整備やそれぞれの障がいの特性に応じた合理的な配慮の提供を行える環境の整備を図ります。

取組	取組概要	区分	担当部
職員研修の実施	職場研修等を通じ、札幌市職員に対して障害者差別解消法や、障がい者理解の促進を図ることで、各職場における障がいのある人への配慮を徹底していきます。また、市役所の内外を問わず、対応事例等を蓄積し、共有することで、市役所組織全体として、障がいのある方への対応力の向上を図ります。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
共生社会の実現に向けた札幌市職員の待遇要領改訂版の理解促進	改正障害者差別解消法の対応の一環として、障がいのある方に対する接遇の姿勢など、札幌市職員が遵守すべき服務規律を定めた「共生社会の実現に向けた札幌市職員の待遇要領改訂版」の市役所内における理解促進を図ります。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
会議等における配慮	障がいのある方が参加する会議等においては、障がい種別に応じた情報提供やコミュニケーションに配慮するよう努めます。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
教職員向け研修	校長や教員が子どもの人権についてより一層理解することができるように、新任管理職研修や初任段階における研修「1年次研修」などで子どもの権利に関する講義を行うとともに、学校生活に困りを感じている子どもの理解と支援や、ピアサポートに関連した演習などを行います。	新規	教育委員会 学校教育部

**生きよう。つくる。障壁のない世界。**  
**入場無料**  
 (どなたでも参加可能)  
**定員300名**  
 後日、オンライン配信も予定しています。

2022年  
**12月16日(金)**  
 19:00~20:00

**【プログラム】**  
 17:30 受付  
 18:00 開会、主催者挨拶  
 18:10 基調講演  
 19:00 トークライブ  
 20:00 閉会

**【会場】**  
 札幌市教育文化会館 小ホール  
 札幌市中央区南一条西13丁目1  
**【主催】**  
 北海道・札幌市

**基調講演 「障害者差別解消法 一当事者の視点から」**  
 社会福祉法人札幌福祉会 理事  
 札幌大学の会 委員長  
**光増 昌久 氏**

**トークライブ 「なんとかなるよ 一当事者の自己理解と周囲の理解」**  
 札幌市障がい福祉課 課長  
 札幌市障がい福祉課 課長補佐  
**竹中 均 氏**

**基調演**  
 障がい者としての暮らし。多文化・NHK総合(9時台)「障がい者の暮らし」  
**沖田 幸 氏**

**【お申し込み・お問い合わせ】**  
 北海道保健福祉部障がい者保健福祉課地域支援係 (担当：岡本)  
 〒060-0808 札幌市中央区北5条西6丁目  
 TEL: 011-231-4111 (内線 55-724) FAX: 011-232-4048  
 URL: <https://www.harp.jp/Sk/Junior/EntryFor142v1A2Ndk>  
 ※ 合理的配慮を必要とされる方は申込時にお申し出ください。

取組	取組概要	区分	担当部
選挙における配慮	札幌市議会議員選挙及び札幌市長選挙では選挙公報全文を点訳した選挙のお知らせと音訳した音声版の選挙のお知らせを関係世帯に配布します。また、投票所における介添えや、点字の候補者名簿・点字器・老眼鏡・文鎮・コミュニケーションボード等の常備など、障がいのある方に配慮した投票環境を整備するとともに、選挙人が自らの意思に基づき投票できるよう、様々な配慮を行います。	継続	選挙管理委員会事務局

### (3) 権利擁護等の推進

- 各種の相談窓口の紹介など権利擁護に係る啓発・広報に努めます。
- 障がいのある方本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、意思決定支援ガイドラインの普及を図るとともに、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進めます。
- 「障害者基本法」、「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（北海道障がい者条例）」などの制度の普及を図り、障がいのある方に対する権利擁護に係る啓発に努めます。
- 災害発生時や避難場所において、様々な障がい特性に応じた配慮や支援ができるよう、障がいのある方への権利擁護を図ります。

取組	取組概要	区分	担当部
障がい者あんしん相談運営事業	障がいのある方々の権利を守り、暮らしを応援するために、相談員が様々な相談に応じています。内容に応じて、弁護士による無料法律相談も行っています。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分となった知的障がい者及び精神障がい者が財産管理や身上監護における保護が必要となり、4親等内に成年後見制度の申立てをする親族がない場合に、市長が家庭裁判所に対し成年後見開始の審判申立てを行います。また、経済的理由により成年後見制度の利用ができないことがないよう資産・収入等の要件に該当した方に対して、審判請求費用及び成年後見人等の報酬の助成を行います。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
北海道障がい者条例の普及	北海道や関係機関と連携し、障がいのある方の権利の擁護と障がいのある方が暮らしやすい地域づくりの推進を図るために制定された「北海道障がい者条例」の普及に努め、地域における権利擁護を含めた相談体制の充実を図ります。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部

取組	取組概要	区分	担当部
福祉避難所の運営体制強化	障がいのある方や高齢者など、一般の避難所での生活が困難な人たちのために、社会福祉施設等の福祉避難所の拡充や人的体制の強化、制度周知などを行います。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
個別避難計画の作成の推進	重度の障がいのある方など、災害時の避難に特に手助けが必要な方（避難行動要支援者）のうち、災害の危険度の高いところに住んでいるなど、災害が発生した時のリスクの高い方について、個別避難計画の作成を推進します。	新規	保健福祉局総務部 高齢保健福祉部 障がい保健福祉部 保健所

#### （４）障がい児・者虐待防止の推進

- 「障害者虐待防止法」等に係る啓発・広報に努めるとともに、障がい児・者虐待に関する相談体制の充実及び関係機関との連携による適切な支援を進めます。

取組	取組概要	区分	担当部
障がい者虐待防止対策等の推進	障害者虐待防止法等に基づき、障がい者虐待相談窓口において虐待通報・相談の受付を行うとともに、夜間・休日対応のための緊急窓口を設置することにより、24時間365日の通報受付を行います。 また、通報受付後は、相談支援事業所をはじめとする関係機関との連携により、適切な支援を行うとともに、緊急一時保護が必要な事案については、市内の入所施設等との連携により、速やかな保護を行います。その他、セミナー等の開催、啓発リーフレットの配布等により、障がい者虐待防止に関する普及・啓発を行い、虐待予防や早期発見に努めます。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
虐待防止ネットワーク会議の開催	札幌市、国、北海道、医療、警察、福祉などの関係機関や障がい当事者（家族を含む。）によって、定期的に、障がい児・者の虐待防止のための情報共有や連携強化を図ることで、虐待の防止や、虐待を受けた方への迅速かつ適切な支援を可能とする体制整備を行います。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部

## 基本施策 2

## バリアフリー環境の整備

### 現状認識

障がいのある方が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障がい当事者等の意見を踏まえ、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進、障がいのある方が移動しやすい環境の整備、住環境の整備などユニバーサル施策について総合的に推進する必要があります。

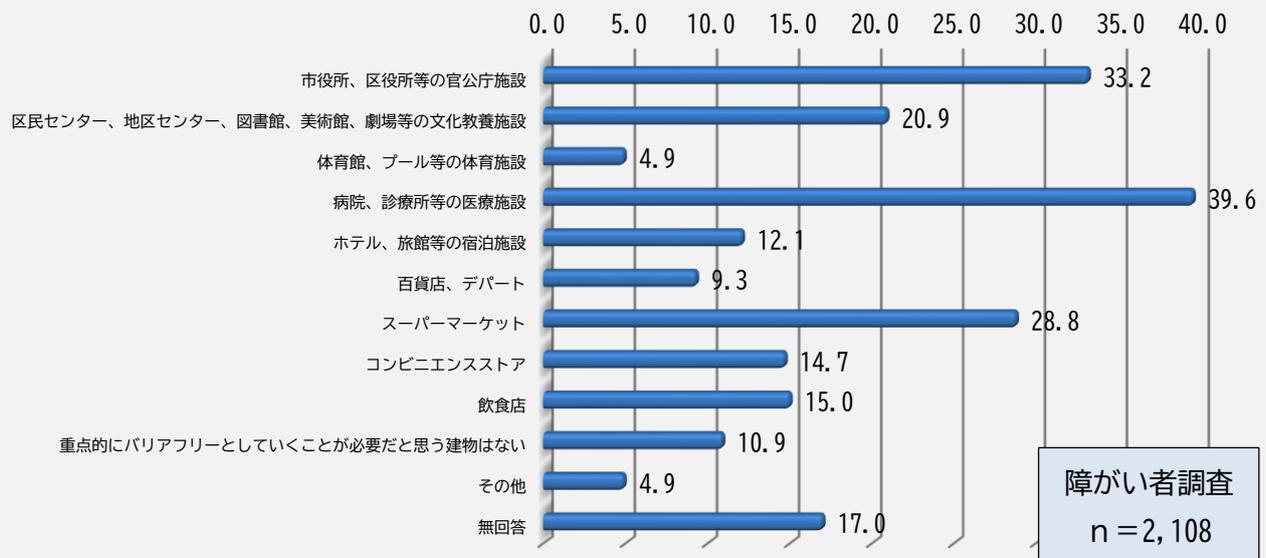
障がいのある方の生活環境の整備にあたっては、札幌市福祉のまちづくり条例により、行政が市民や事業者等とともに考えながら、障がいのある方を含むすべての市民が安心して、快適に暮らし、あらゆる社会活動に参加できる福祉のまちづくりを推進していくことが重要です。

2022年に策定した「札幌市バリアフリー基本構想 2022」に基づき、駅を中心とした地区や公共施設等が集まる55の重点整備地区を主として、札幌市全域のバリアフリー化を推進する必要があります。



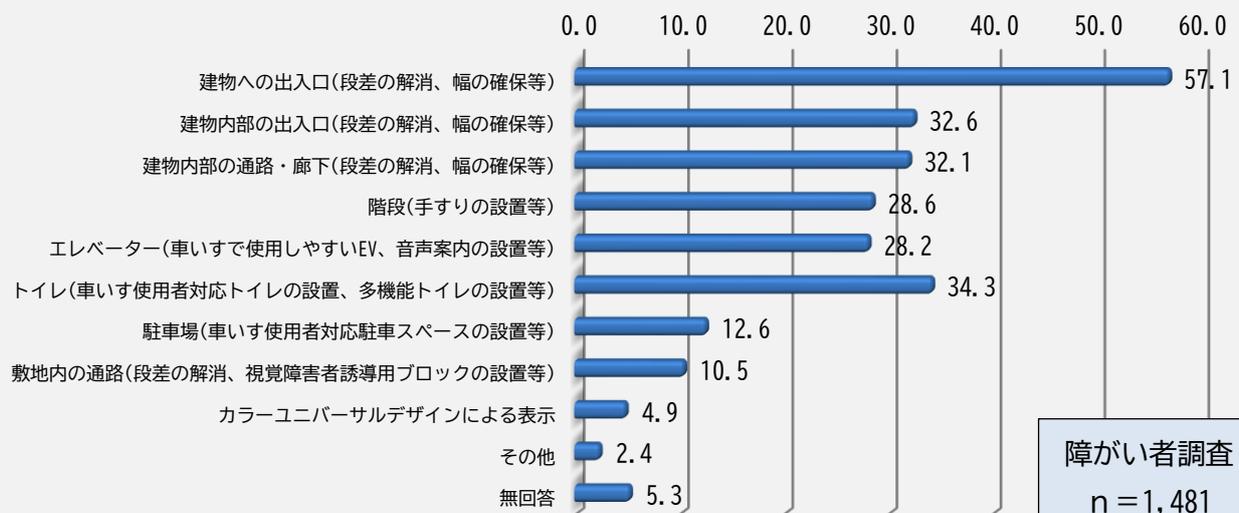
官公庁施設や医療施設、スーパーマーケットにおけるバリアフリー化のニーズが高い

### バリアフリー化が必要な施設 (%)



設備面では建物の出入口やトイレなどにおけるバリアフリー化が求められている

### バリアフリー化が必要な設備 (%)



## 施策の柱

### (1) 建築物のバリアフリー

- すべての市民が年間を通じて安全に安心して暮らすことができるよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や札幌市福祉のまちづくり条例に基づき、建築物や公園等のバリアフリー化を進めます。

取組	取組概要	区分	担当部
福祉のまちづくり推進会議	すべての市民が安心して快適に暮らせるまちづくりを進めるため、市民や事業者等から幅広く意見を聞き、ともに考えながら、福祉のまちづくりを総合的に推進します。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
優しさと思いやりのバリアフリーの推進	札幌市が新たに施設を整備する際に、障がいのある方や高齢の方の目や感覚で確認していく「公共施設のバリアフリーチェックシステム」と、多くの方が利用する建築物での事故を未然に防ぎ、障がいのある方や高齢の方にとって安全で使いやすい施設となるように、危険な施設を早期に発見するための「危険施設等通報システム」を実施します。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
民間公共的施設バリアフリー補助事業	障がいのある方や高齢の方などが安全で快適に利用できるよう、2,000㎡未満の小規模店舗や医療施設等を営む事業者に対して、バリアフリー整備のための改修費用を一部補助します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
札幌市福祉のまちづくり条例施行規則改正を通じたバリアフリー化促進	国の考え方に則った札幌市福祉のまちづくり条例施行規則の改正により、実態に即して500㎡未満の小規模建築物の整備基準の緩和を図ることで、対象建築物のバリアフリー化を促進します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
札幌市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル改訂を通じたバリアフリー化促進	札幌市福祉のまちづくり条例の整備基準の考え方を解説した施設整備マニュアルについて、設計者にとってより分かりやすいものとなるよう具体的な数値やユニバーサルシートなどの望ましい整備を盛り込んだ改訂版の周知を通じ、障がいのある方などにとって使いやすい施設整備への理解を深めてもらうことでバリアフリー化を促進します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
公共施設バリアフリー化促進事業	既存の市有建築物のうち、バリアフリー基本構想2022で定めた重点整備地区内の官公庁施設等をはじめ、特別特定建築物（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がいのある方等が利用する建築物）のバリアフリー化を促進します。	新規	まちづくり政策局 ユニバーサル推進室

取組	取組概要	区分	担当部
宿泊施設バリアフリー化推進事業	市内宿泊施設がバリアフリー化を目的に行う客室改修等に必要な経費の補助(ハード面の支援)や、相談支援等(ソフト面の支援)を実施することで、多様な観光客の受入環境整備を進めます。	新規	経済観光局 観光 MICE 推進部
安全・安心な公園再整備事業	障がいのある方や高齢の方などが快適に公園を利用できるよう、出入口や園路における段差解消や手すりの設置、車椅子利用者対応のトイレや駐車スペースの整備等によるバリアフリー化を進めます。	継続	建設局みどりの推進部
公園トイレユニバーサルデザイン化事業	高齢の方や車椅子利用者、オストメイト及び乳幼児連れの利用等、多くの人の来園が見込まれる主要公園等のトイレについて、バリアフリー化に加えて、和式便所の洋式化や利便設備(乳幼児用設備・オストメイト用設備等)の整備を進めるとともに、誰にでも分かりやすいサインの設置等によるユニバーサルデザイン化を進めます。	新規	建設局みどりの推進部
学校施設バリアフリー化整備事業	すべての子どもが安心して学ぶことができる環境を整えるため、学校施設のバリアフリー化を推進し、段差解消やバリアフリースイールの整備、要配慮児童生徒等在籍校及び進学予定校へのエレベーターの整備を行います。	新規	教育委員会 生涯学習部

## (2) 移動のバリアフリー

- より多くの方が安全・快適に移動できるユニバーサルデザインによるまちづくりを進めます。

取組	取組概要	区分	担当部
障がい者冬期移動円滑化推進事業	障がいにより車椅子等を利用している方の冬期移動の円滑化のためのニーズ調査を行います。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
官民連携によるシームレスで快適な移動サービスの提供に向けた取組	官民連携により、車椅子等で移動できるバリアフリー経路の情報発信を促進するとともに、介助手配等の情報を異なる交通機関の間で共有できる仕組みを構築するなどにより、四季を通じて円滑に移動することができるサービスの実現を目指します。	新規	まちづくり政策局 ユニバーサル推進室
交通バリアフリー推進事業	障がいのある方や高齢の方などが公共交通機関を利用して移動する際の利便性及び安全性の向上の促進を図るため、公共交通事業者が行うバリアフリー化整備について補助を行い、各施設管理者と連携しながら取組を進めます。	継続	まちづくり政策局 総合交通計画部
ユニバーサルデザインタクシー導入費補助事業	車椅子使用者に限らず、足腰の弱い高齢者、妊産婦、ベビーカーを使用している人等、誰もが利用しやすい構造のユニバーサルデザインタクシーの普及促進を図るため、タクシー事業者等の購入費用に対して、補助金を交付します。	継続	まちづくり政策局 総合交通計画部
安全な自転車利用環境の推進	歩道上における歩行者との交錯や迷惑駐輪による歩行環境の悪化などの課題を踏まえ、障がいのある方をはじめとする全ての市民が、安全・安心に通行できる自転車利用環境を実現するため、「自転車通行位置の明確化」、「総合的な駐輪対策の推進」、「ルール・マナーの効果的な周知と啓発」を図ります。	継続	市民文化局 地域振興部 建設局総務部

取組	取組概要	区分	担当部
歩道バリアフリー整備事業	誰もが安心して歩行できる歩道を提供するため、重点的に整備すべき地区の生活関連経路の歩道のバリアフリー化を推進します。	継続	建設局土木部
地下鉄・市電における安全対策等	地下鉄利用客に対する施設等の利用方法の周知や、マナー向上等と呼びかけるなど、障がいのある方や高齢の方などが安全で安心して地下鉄を利用できるよう取組を進めます。また、路面電車停留場のバリアフリー化や新型低床車両導入を進めるなど、全ての人にやさしい施設整備を行います。	継続	交通局 高速電車部
地下鉄駅旅客用トイレ改良事業	一定以上の広さのトイレ男女各1か所へのオストメイト設置（バリアフリートイレの機能分散）や、バリアフリートイレ内へのユニバーサルシート設置（スペースに応じて検討）等により、車椅子利用者や障がいをお持ちの方が安心して御利用いただけるための付加価値機能を付けた改修を行います。	新規	交通局 高速電車部
地下鉄車両とホームの段差隙間縮小に向けたホーム改良事業	地下鉄ホームと車両の段差及び隙間について、多くの車椅子利用者等の円滑な移動を可能とすることを目的に、単独で列車を乗降しやすいプラットホームとするための段差・隙間を縮小するホーム改良工事を行う。	新規	交通局 高速電車部

### (3) 住まいのバリアフリー

- 障がいのある方が地域で安心して暮らすことができるよう、グループホームの整備等により住環境の充実を図るとともに、地域や住宅関係事業者等に対し、障がいのある方への理解を促進します。

取組	取組概要	区分	担当部
グループホームの整備推進	重度の障がいのある方を受け入れるグループホームの新築整備費の一部に補助を行うことにより整備を推進し、地域における居住の場の充実を目指します。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
日常生活用具の給付	在宅の障がいのある方又は難病患者等を対象に、日常生活の利便を図るために移動用リフト、移動・移乗支援用具など日常生活用具の給付を行います。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部

取組	取組概要	区分	担当部
住宅確保要配慮者に対する居住の安定確保の取組	障がいのある方などに対し、市営住宅入居者募集の抽選時に優遇を行っています。また、民間住宅を含む住宅市場全体で住宅セーフティネット（安全網）を構築し、入居から退去までをサポートする相談体制の充実などにより、高齢の人や障がいのある人など、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を目指します。	継続	都市局 市街地整備部
車椅子利用者向け市営住宅の整備	恒常的に車椅子を使用している障がいのある方のための住戸を、市営住宅の一部に整備します。	継続	都市局 市街地整備部

収入が減少し、もっと家賃が安いところに移りたい。

高齢のひとり暮らしで住み替えを検討中。

障がいがあって住まい探しに困っている。

市外に住む家族に札幌の施設や住宅を提案したい。

夫婦で入居できる高齢者施設を探したい。

保証人が見つからなくて契約を断られた。

このようにことでお困りの方をサポート！

札幌市居住支援協議会  
みな住まいる札幌

札幌市居住支援協議会相談窓口「みな住まいる札幌」のご案内

無料相談窓口「みな住まいる札幌」では、住まいにお困りの方を様々な面でサポートいたします！

**相談無料！**

## 現状認識

札幌市では、障がいの特性に応じた手段により、情報の取得やコミュニケーションしやすい環境の整備に向けて、2017年に「札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（障がい者コミュニケーション条例）」を施行しており、この条例に基づき、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進することで、情報アクセシビリティの向上を推進するとともに、意思疎通支援を充実していく必要があります。

さらに2018年には「札幌市手話言語条例」を施行しました。条例では、手話は音声言語とは異なる語彙や文法体系を有し、手や指、体の動き、表情などにより表現される言語であると定めており、こうした認識を普及していくことが重要です。

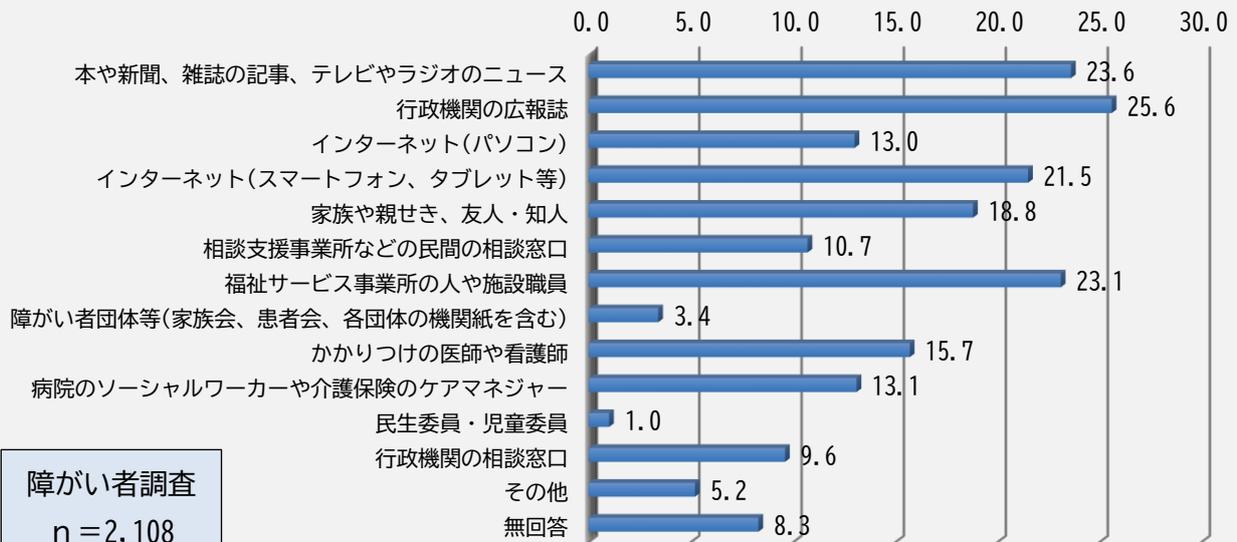
国では2022年、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が施行されました。この法律に基づき、障がいのある方が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、様々な取組を通じて情報アクセシビリティの向上を、一層推進させていくことが重要です。

障がいのある方が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保や支援機器の提供のほか、ヒアリングで寄せられた「障害福祉サービスについて、情報に辿り着くことが出来ないことがある。」といった意見に対応するため、IT機器の活用に配慮した広報手段の拡充等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図る必要があります。



スマートフォン・タブレット等による情報取得が伸びている

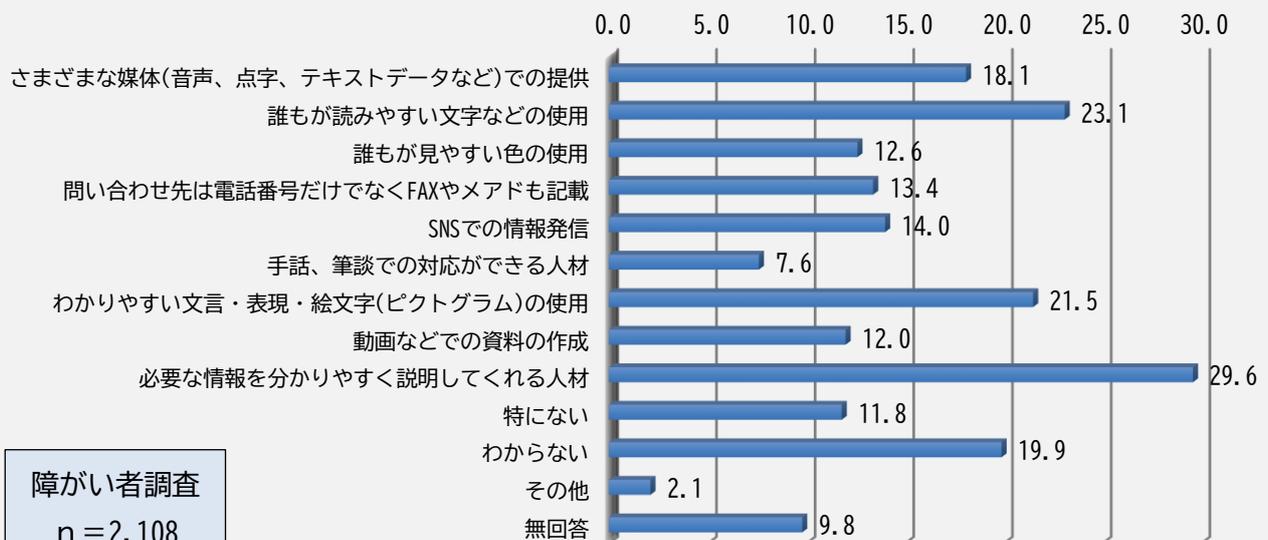
障害福祉サービス等に関する情報の入手先（％）



※ 2019 年度調査結果…インターネット（スマートフォン、タブレット等）17.0

障がいのある方における情報の取得を支援する人材の育成が必要

情報入手する上で必要とする配慮（％）



## 施策の柱

### (1) 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解促進

- 手話や要約筆記、点字、平易な表現など、障がいの特性に応じた様々なコミュニケーション手段や心のバリアフリーについて、広く市民の理解を促進します。

取組	取組概要	区分	担当部
コミュニケーション手段に関する普及啓発	障がい特性に応じたコミュニケーション手段の内容や、それぞれの手段を必要とする方の障がいの特性、必要とする配慮などについて、ホームページやパンフレット、動画などにより分かりやすく周知していきます。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
手話が言語であることについての普及啓発	手話が日本語などの音声言語とは異なる独自の言語であることについて、より多くの市民に理解が広がるよう、ホームページやパンフレット、動画など、様々な媒体を活用し、分かりやすい普及啓発を行います。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
コミュニケーション手段を学ぶ機会の提供	より多くの市民に障がい特性に応じたコミュニケーション手段を学んでいただくため、講習会や出前講座などを開催します。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
コミュニケーション手段を学ぶ取組への支援	市民が自主的に障がい特性に応じたコミュニケーション手段を学ぶ取組を支援するため、札幌市のホームページにおけるサークル活動の紹介等の取組を行います。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
心のバリアフリーの出前講座の実施【再掲】	「心のバリアフリー」をテーマとして、障がいについて理解を深めることを目的に、障害者差別解消法にも触れつつ、障がいの特性や配慮の方法などについて説明する出前講座を実施します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
心のバリアフリーガイドの配布【再掲】	障がいの特性や配慮の方法を紹介したガイドブック「心のバリアフリーガイド」を作成・配布するほか、子ども向けのガイドブック「心のバリアフリーガイドわかりやすい版」を市内の小中学校4年生全員へ、「心のバリアフリーガイド中学生用」を市内の中学校3年生全員へ配布します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
心のバリアフリー研修の実施【再掲】 重点取組	「心のバリアフリー」について学び、実践につなげることを目的として、市民、企業などを対象に「札幌市心のバリアフリー研修」を実施します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
多様な媒体を活用した心のバリアフリーの普及啓発【再掲】	街頭ビジョンにおける商業放映、地下鉄車内ステッカー掲出などにより、心のバリアフリーの普及啓発の促進を図ります。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部

## (2) 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進

- 障がいのある方が、障がい特性に応じたコミュニケーション手段や用具を円滑に利用できるよう、取組を進めます。
- 障がいのある方に対して、必要なコミュニケーション支援が行えるよう、支援者の確保に努めます。

取組	取組概要	区分	担当部
意思疎通支援者の広域派遣	市民が札幌市外において手話通訳等の意思疎通を必要とする場合に、他自治体の協力を得て、現地の支援者を派遣する取組を実施します。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
区役所等でのコミュニケーション支援機器の配置	区役所等に設置したタブレット端末を使用して、遠隔手話通訳や、音声認識アプリケーションによる音声情報の文字化を行います。また、聴覚障がいがある方とのコミュニケーション促進のため、聴覚障がいのある方の聞き取りを補助するカウンタ型磁気誘導システムを導入していきます。	拡充	保健福祉局 障がい保健福祉部
合理的配慮に関する環境整備に対する支援	障がい特性に応じたコミュニケーション手段に関する合理的配慮を提供しやすい環境を整備するため、事業者を支援します。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
コミュニケーション支援者の確保及び養成	手話通訳者や要約筆記者などの支援者を養成するための講座等を開催します。また、必要なコミュニケーション支援が行えるよう、支援者の確保に努めます。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
子どもの補聴器購入費等助成事業の拡充	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の保護者に対し、補聴器購入等の費用を助成します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
視覚での認識が困難な方への支援	中央図書館と録音図書や点字図書を専門的に取り扱う視聴覚障がい者情報センターが情報を共有するなど、両施設が連携して視覚に障がいのある方への支援を行ってきました。今後も、目で文字を読むことが困難な方に対して、利用される方の障がいの状態に応じた適切なお案内が出来るよう、役立つ情報の発信など、更なる支援を行います。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部 教育委員会 中央図書館
読書活動の推進に取り組む人との連携	乳幼児から高齢者、障がいがある方など、誰もが本に親しめる環境を整備することを目的にボランティアと図書館、関連施設との連携を図っていきます。また、そのための講習会や研修会を開催し、ボランティアの資質向上や新たなボランティアの育成に努めます。	新規	保健福祉局 総務部 障がい保健福祉部

取組	取組概要	区分	担当部
特別な支援を要する子どもの読書環境の充実	図書館利用に困難を伴う子どもたちについては、一人一人に応じた読書活動の支援が求められます。図書館では、個々のニーズに応じた効果的な支援を整備・充実させるため、視聴覚障がい者情報センターなどとの連携を更に推進するとともに、大活字本など様々な障がいに対応した本の収集に努めるなど、サービスの在り方について検討を進めます。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部 教育委員会 中央図書館
手話相談（コミュニケーション支援）を活用した消費生活相談	聴覚障がいのある方が消費生活相談に訪れた場合に、手話相談（コミュニケーション支援）を利用し手話通訳者を介して相談を行うことで、迅速な対応を図ります。	継続	市民文化局 市民生活部
新たな読書機会の創出	多様な事情により来館時間の確保が困難な方などへのサービスを充実させるため、電子図書館の利用促進に取り組みます。	新規	教育委員会 中央図書館
特別な支援を要する方へのサービスの充実	障がい等により一般的な図書の判読や図書施設の利用に困難を抱える方の読書環境を整備するための支援策等について検討を進め、サービスの充実を図ります。	新規	教育委員会 中央図書館
選挙における配慮 【再掲】	札幌市議会議員選挙及び札幌市長選挙では選挙公報全文を点訳した選挙のお知らせと音訳した音声版の選挙のお知らせを関係世帯に配布します。また、投票所における介添えや、点字の候補者名簿・点字器・老眼鏡・文鎮・コミュニケーションボード等の常備など、障がいのある方に配慮した投票環境を整備するとともに、選挙人が自らの意思に基づき投票できるよう、様々な配慮を行います。	継続	選挙管理委員会 事務局



### (3) 障がいに関心した市政情報や行政サービスの提供

- 障がいのある方が市政に関する情報を取得、利用しやすいよう、障がいに関心した市政情報の提供や利用を進めます。

取組	取組概要	区分	担当部
情報保障に関するハンドブックの作成・活用	情報取得やコミュニケーションに関する障がいのある方が参加する会議等における配慮などをまとめたハンドブックを作成し、活用します。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
職員研修の実施【再掲】	職場研修等を通じ、札幌市職員に対して障害者差別解消法や、障がい者理解の促進を図ることで、各職場における障がいのある方への配慮を徹底していきます。また、市役所の内外を問わず、対応事例等を蓄積し、共有することで、市役所組織全体として、障がいのある方への対応力の向上を図ります。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
福祉ガイド等の作成・配布、各種相談窓口の紹介	福祉ガイド等を作成・配布し、障がいのある方が利用できる各種サービス等について広く周知を図ります。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
点字・音声による情報提供	視覚に障がいのある方のために、広報さっぽろの点字版「点字さっぽろ」、録音版「声のさっぽろ」を発行するなど、市政情報の点字・音声による情報提供の充実に努めます。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
様々な障がいに関心した情報提供	特に、障がい福祉に関するパンフレットやガイドブックなどは、知的障がいのある方などにも分かりやすい表現に心がけ、漢字へのルビ、専門用語等への注釈、二次元コードを付けるなど、読みやすくする工夫に努めます。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
カラーユニバーサルデザインの推進	人によって色の感じ方が異なることに配慮し、情報を正しく伝えるための指針として「広報に関する色のガイドライン」を作成し、カラーユニバーサルデザインへの配慮に努めます。また、職員等を対象にカラーユニバーサルデザインを学べる研修を開催するなど、色弱者にも分かりやすい情報提供を促します。	新規	総務局広報部
障がいに関心した SNS による市政情報の発信	市政情報や行政サービスについて、スマートフォンやパソコンで通話やメッセージのやりとりができるアプリ「LINE」や「X」などの SNS による広報媒体を活用するなど、障がいに関心した情報発信を行います。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
札幌市公式ホームページの管理運営	障がいのある方がホームページから情報を得やすいよう、アクセシビリティ（使いやすさ）の更なる向上を図るなど、ホームページ全体の使い勝手の向上に努めます。	継続	総務局広報部

取組	取組概要	区分	担当部
住民票のオンライン申請（請求）	札幌市の住民票を、ご自宅にいながら 24 時間 365 日（※メンテナンス時を除く。）オンラインで申請（請求）し、郵送で受け取ることができます。	新規	札幌市デジタル戦略推進局スマートシティ推進部

#### （４）情報通信技術による情報アクセシビリティの向上

- 障がいのある方が情報通信技術（インターネットなど）を利用することにより、支障なく情報伝達や情報取得ができるよう、支援を行います。

取組	取組概要	区分	担当部
障がいのある方の情報通信に関する支援（障がい者 ICT サポートセンター）	障がいのある方の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るための総合的なサービス提供拠点として、「障がい者 ICT サポートセンター」を設置し、自立と社会参加を促進することを目的に、ICT に関する利用相談や情報提供、パソコン講習の開催、パソコンボランティアの養成及び派遣を行います。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
障がい者 DX リスキング事業	一般企業に就職後の障がい者が高度な ICT スキルを身につけ、DX 人材として活躍するためのリスキング講座を実施します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部

2020年11月スタート

札幌市の情報を  
LINEで  
配信します！

LINEでお届けする情報はこれ！

- 季節の区別や情報
- イベント情報
- 災害情報
- etc.

LINEの「友だち追加」から「ID検索」: @sapp\_ro  
または右記コードをスマートフォンなどで読み取って登録！

札幌市からのお知らせ情報が見られる手段があります！  
イベント情報や各区からのお知らせを配信 電話番号は

地上デジタルテレビの  
ブロードキャスト  
サービス「ワンセグ」  
受信するが受信コードを読み取って  
インストール

詳しくは、札幌市広報課へ TEL.011-211-2036

## 基本施策 4

## 障がい等の理解促進

### 現状認識

障がいのある方もない方も誰もが互いにその個性や能力を認め合い、共生する社会の実現という理念にのっとり、全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合えるよう、障がいのある方に対する理解を一層深めていく必要があります。

障がいのある方が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障がいのみ起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする、いわゆる「社会モデル」の考え方にに基づき、障がいに対する理解を一層推進するとともに、特に学童期から、障がいに対する理解が深まるような取組を進めることが重要です。

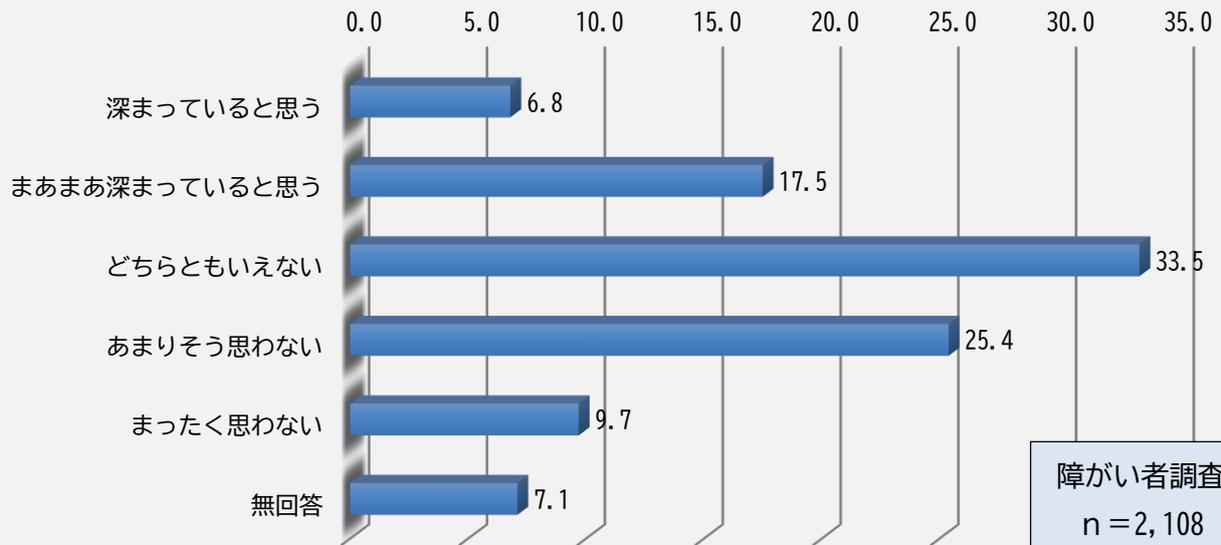
ヒアリングにおいて「内部障がいなど外見からは分かりにくい障がいについて、外出先や就労場所等で理解を得られないケースがある。」との障がい当事者の御意見がありました。障がい特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図るとともに、「心のバリアフリー」への理解を深めるための取組を継続して進めていく必要があります。

地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するよう努めるとともに、市民団体等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進することが重要です。



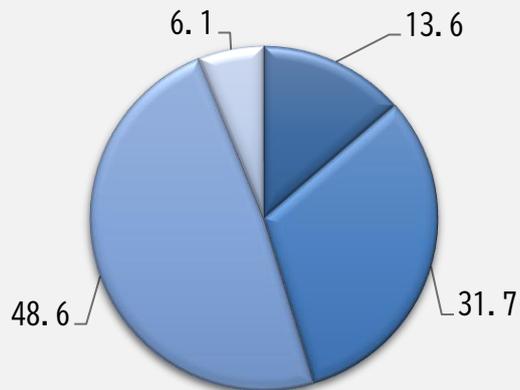
障がいのある方に対する市民の理解度は深まっているとは言えない

障がいのある方に対する市民の理解度 (%)



市民の心のバリアフリーの認知度は進んでいない

市民の心のバリアフリーの認知度 (%)



- 意味も含めて知っている
- 詳しい意味は知らなかったが名前は聞いたことがあった
- 知らなかった
- 無回答

市民調査  
n = 925

## 施策の柱

### (1) 普及啓発活動・福祉教育などの推進

- 市民が地域と関わりを持ち、障がいのある方を地域全体で支えていくという意識が高まるよう、様々な手法を用いて、広く地域社会に対して障がい福祉に関する理解促進を図ります。
- 子どもの時から、障がいのある方に対する理解が深まるよう、福祉教育の充実を図ります。
- 障害者週間記念事業や文化・芸術イベント、その他様々な行事等を通じ、障がいのある方とない方の交流を促進します。

取組	取組概要	区分	担当部
ヘルプマークやヘルプカードの普及を通じた内部障がいや認知症などの理解促進【再掲】	難病や内部障がい、認知症など外見上分かりづらい障がいのある方にヘルプマークをお持ちいただくことで、周囲の人たちが配慮しやすい環境づくりを推進していきます。また、災害時など、いざというときに必要な配慮事項を記載したヘルプカードとあわせて、広めていきます。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
手話が言語であることについての普及啓発【再掲】	手話が日本語などの音声言語とは異なる独自の言語であることについて、より多くの市民に理解が広がるよう、ホームページやパンフレット、動画など、様々な媒体を活用し、分かりやすい普及啓発を行います。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
心のバリアフリー研修の実施【再掲】 <b>重点取組</b>	「心のバリアフリー」について学び、実践につなげることを目的として、市民、企業などを対象に「札幌市中心のバリアフリー研修」を実施します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
「人間尊重の教育」推進事業	札幌市学校教育の重点の基盤に位置付けている「人間尊重の教育」について、生命の尊重、人格の尊重、基本的人権、人間愛などの根底を貫く国境や文化なども超えた普遍的な精神を基に、子ども一人一人が「自分が大切にされている」と実感できる学校づくりの推進を図ります。	新規	教育委員会 学校教育部



取組	取組概要	区分	担当部
心のバリアフリーの出前講座の実施【再掲】	「心のバリアフリー」をテーマとして、障がいについて理解を深めることを目的に、障害者差別解消法にも触れつつ、障がいの特性や配慮の方法などについて説明する出前講座を実施します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
心のバリアフリーガイドの配布【再掲】	障がいの特性や配慮の方法を紹介したガイドブック「心のバリアフリーガイド」を作成・配布するほか、子ども向けのガイドブック「心のバリアフリーガイドわかりやすい版」を市内の小学校4年生全員へ、「心のバリアフリーガイド中学生用」を市内の中学校3年生全員へ配布します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
親子でユニバーサルを体験する機会の検討【再掲】	障がいのある方などに対する偏見や無理解といった意識の障壁を解消する「心のバリアフリー」の涵養を図ることを目的として、障がいのある子どもや障がいのない子ども、その保護者が共同で、楽しみながらユニバーサル（共生）社会を学ぶ機会を検討します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
多様な媒体を活用した心のバリアフリーの普及啓発【再掲】	街頭ビジョンにおけるコマーシャル放映、地下鉄車内ステッカー掲出などにより、心のバリアフリーの普及啓発の促進を図ります。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
障害者週間記念事業の実施【再掲】	障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者の社会参加を一層促進するため、障害者週間（12月3～9日）の期間中、啓発事業等を行います。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
ユニバーサル推進事業	ユニバーサル（共生）社会実現に向けて、（仮称）共生社会推進条例の制定を目指すほか、ユニバーサル関係施策の分野横断的な展開プログラムを策定するとともに、ユニバーサルに関する総合的な情報発信などを行います。	新規	まちづくり政策局 ユニバーサル推進室

## (2) 公共サービス従事者・企業・学校などに対する理解促進

- 公共サービス事業者等に対して、障がい福祉に関心と理解を深めてもらうため、各種研修の実施などの取組を進めます。

取組	取組概要	区分	担当部
障がい当事者の講師派遣	障がい当事者を講師として養成・登録し、その方を学校、企業等に派遣して、講義やディスカッション等を行う機会を拡充することで、障がいのある方に対する理解促進を図ります。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
職員研修の実施【再掲】	職場研修等を通じ、札幌市職員に対して障害者差別解消法や、障がい者理解の促進を図ることで、各職場における障がいのある方への配慮を徹底していきます。また、市役所の内外を問わず、対応事例等を蓄積し、共有することで、市役所組織全体として、障がいのある方への対応力の向上を図ります。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針改訂版の周知啓発【再掲】	改正障害者差別解消法により実施が求められている事項等について、札幌市の率先した取組を広く市民に周知することにより、札幌市民全体で障がいを理由とする差別をなくすため「障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針改訂版」の周知啓発を図ります。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
共生社会の実現に向けた札幌市職員の接遇要領改訂版の理解促進【再掲】	改正障害者差別解消法の対応の一環として、障がいのある方に対する接遇の姿勢など、札幌市職員が遵守すべき服務規律を定めた「共生社会の実現に向けた札幌市職員の接遇要領改訂版」の市役所内における理解促進を図ります。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
心のバリアフリー研修の実施【再掲】 <b>重点取組</b>	「心のバリアフリー」について学び、実践につなげることを目的として、市民、企業などを対象に「札幌市心のバリアフリー研修」を実施します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
心のバリアフリーの出前講座の実施【再掲】	「心のバリアフリー」をテーマとして、障がいについて理解を深めることを目的に、障害者差別解消法にも触れつつ、障がいの特性や配慮の方法などについて説明する出前講座を実施します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部

### (3) ボランティア活動・社会貢献活動への支援

- 各種研修、様々なボランティア活動や社会貢献活動への参加を通じて、障がい等への理解を促進します。

取組	取組概要	区分	担当部
地域ぬくもりサポート事業	日々の生活の中で支援を必要としている障がいのある方（利用者）と、お手伝いをすることができる地域の方々（地域サポーター）をつなぎます。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
ボランティア活動への支援	ボランティア活動の相談・登録・需給調整のほか、ボランティア活動機材の貸出し、人材養成のための研修等を行います。	継続	保健福祉局総務部
まちづくり活動への支援（市民活動サポートセンターの運営・さぽーとほっと基金）	障がいのある方などを対象に保健・医療・福祉分野の活動などを行う市民活動団体に対して、支援を実施します。	継続	市民文化局 市民自治推進室

だれでも気軽にできる  
まちづくり活動



# さぽーとほっと基金

市民や企業  
みなさんが  
寄付すると…

みなさんの  
寄付を  
あずかるよ!



ありがとう!

さらに  
住み良い  
まちへ



まちづくり  
活動に  
役立てるよ!

スポーツ  
福祉  
子ども  
文化

公式キャラクター  
**キャッピー**  
です!



！個人でも寄付できます！

特長♥その1  
寄付の行き先を指定できます

特長♥その2  
寄付金額により税負担が軽減

えらべる♥寄付方法

 現金
  納付書
  クレジット

＊くわしくは公式サイトをご覧ください

さぽーとほっと



お問い合わせ先  
札幌市市民文化局市民自治推進室市民活動促進担当課  
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎13階  
TEL: 011-211-2964 FAX: 011-218-5156  
E-mail: shimin-support@city.sapporo.jp

## 基本施策5 自立・相談の支援

### 現状認識

障がいのある方が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスの質の向上や経済的支援等に取り組むことが重要です。

障がいのある方が孤独・孤立に至らないよう、自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができる体制を構築するため、様々な障がい種別、年齢、性別、状態等に対応し、総合的な相談支援を提供する体制を構築することが求められています。

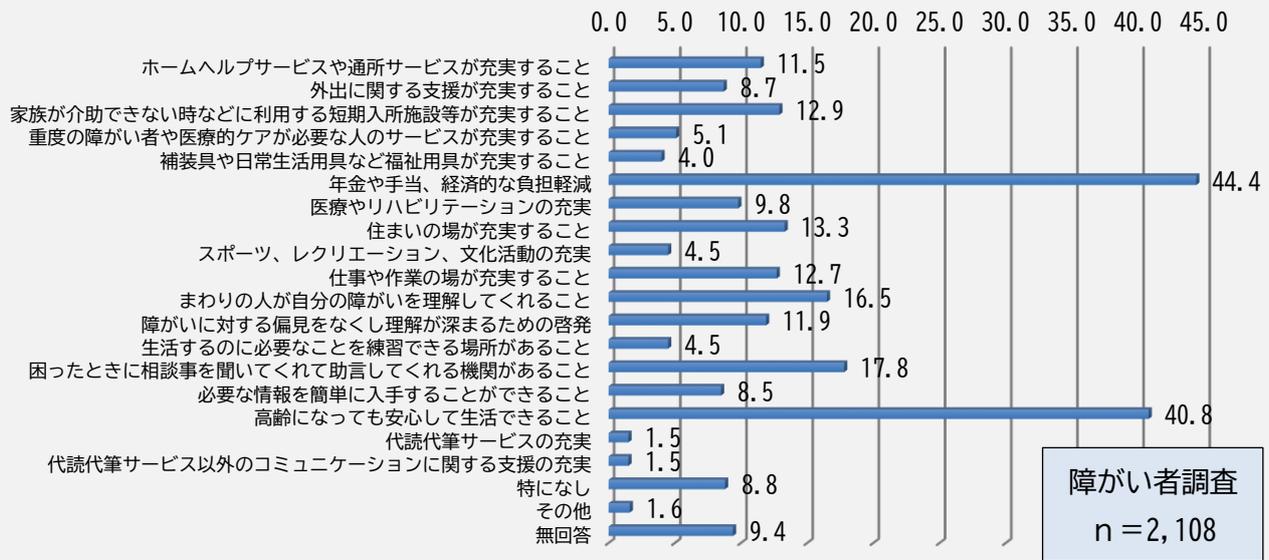
ヒアリングでは「障がい当事者本人だけではなく、家族全体を支援する体制の拡充が求められる。」といった御意見が寄せられました。ケアラー・ヤングケアラーなど障がいのある方の家族等支援について、相談や障害福祉サービス等に関する情報提供を実施して必要な支援につなぐとともに、その負担軽減を図る観点も含め、障がいのある方の家事援助、短期入所等の必要なサービスの提供体制の確保に取り組む必要があります。

障害福祉サービスの質の向上の観点では、ヒアリングにおける「安心して支援を受けられる環境が整いにくくなっていると感じる。」といった御意見にあるように、専門的な技術や知識を有する人材確保と人材育成が求められています。障害福祉サービスに対する魅力発信のほか、福祉分野で働く市職員の育成、障害福祉サービスを提供する事業者等に対する研修を行っていく必要があります。また、これらに加えて、地域のニーズを踏まえた質の高い障害福祉サービスを提供できるよう、新たな事業所指定の仕組みの導入を進める必要もあります。



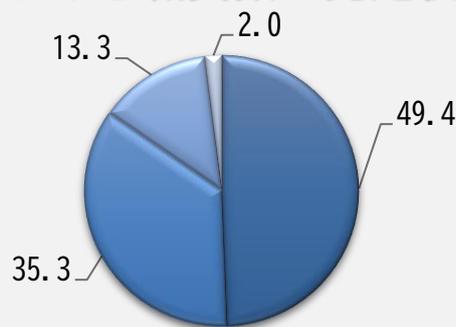
経済的な負担軽減のほか高齢になっても安心して生活できる環境が求められている

### 希望する生活をするために必要な事項 (%)



およそ半数の事業所が目標とする職員数を充足できていない

### 事業所における職員数の充足状況 (%)



事業所調査  
n = 354

- 目標とする職員数を充足できている
- 目標とする職員数は充足できていないが、業務をこなせる程度の人数は確保できている
- 職員数が不足し、業務に支障が出ている
- 職員数が大きく不足し、業務の継続が困難になってきている

## 施策の柱

### (1) 個々のニーズに対応した支援体制・サービス提供基盤の整備

- 「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づく障害福祉サービス等を提供するほか、個々のニーズに対応し、ライフステージに応じた切れ目のない支援ができるよう、相談支援体制や関係機関との連携の充実を図るとともに、ボランティア等の地域資源を活用するなど、支援体制の充実に努めます。
- 障がいのある方だけでなくその家族などに対しても、関係者との連携を図りながら、支援の充実に努め、障がいのある方が孤独や孤立に至ることなく高齢になっても地域で安心して生活できるよう、地域生活支援拠点等の整備など必要な支援体制の充実を図ります。

取組	取組概要	区分	担当部
相談支援事業の充実	<p>札幌市では各区に「札幌市障がい者相談支援事業所」を設置し、専門研修を修了した相談員が、障がいのある方やその家族、関係機関等からの相談に応じます。</p> <p>また、地域支援員を配置して、区役所をはじめとする地域の関係機関や福祉関係者との連携を図るほか、地域で生活する障がいのある方をピアサポーターとして配置し、当事者主体による活動を支援しています。</p> <p>さらに「基幹相談支援センター」を設置し、市内の「札幌市障がい者相談支援事業所」の後方支援を行うほか、計画相談支援や地域移行・地域定着支援の推進を行っています。</p> <p>引き続き、行政・関係機関等の様々な分野との協力、役割分担について検討しながら、障がいのある方が地域で安心して生活することができるよう、相談支援事業の充実を図ります。</p>	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
ひきこもりや8050等の孤独・孤立問題への対応に向けた支援機関の連携強化 <b>重点取組</b>	<p>ひきこもりや8050問題をはじめ、孤独・孤立の問題を抱える世帯への支援体制強化のため、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、ひきこもり地域支援センター、生活就労支援センター（ステップ）等の相談支援機関同士の連携の取組を進め、事例検討や合同出張相談会等を実施していきます。</p>	新規	保健福祉局 総務部 高齢保健福祉部 障がい保健福祉部

取組	取組概要	区分	担当部
自立支援協議会の運営及び実効性のある取組の強化	各部会（地域部会、専門部会）を中心に、障がいのある方の個別のニーズから地域課題を抽出し、解決を図ることを目的として、情報の共有、研修の開催等を通じて、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、地域の支援体制の整備について協議を行います。 また、地域課題の解決に向けた各プロジェクトチームや各部会などの組織体制により、施策への意見反映を行うなど、実行性のある取組を進めていきます。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
障害福祉サービスをはじめとした各種サービスの円滑な提供	障害福祉サービスをはじめ、障害児通所支援、障がいのある方に対する交通費助成、特別障害者手当等の支給など、円滑なサービス提供に努めます。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
障害福祉サービス等に係る集団指導	札幌市が実施する障害福祉サービス等事業所に対する集団指導において、よくある指摘事項、虐待に関する事例、事業所の創意工夫による優良な事例を、障害者総合支援法・児童福祉法の解釈・趣旨に沿って説明・共有することで、障害福祉サービス等の質の向上を図ります。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
事業所の質の向上 <b>重点取組</b>	地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス指定の仕組みについて、法改正の内容を踏まえて、導入を進めます。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
重度の障がいのある方に対する地域生活支援の充実	重度の障がいのある方が安心して日中活動等に参加しながら、充実した地域生活を送ることができるよう、重度の障がい児者を受け入れる生活介護事業所・児童通所事業所の新築整備費の一部に補助を行うほか、支援を担う人材の育成を行うなど、サービス提供基盤を整備します。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
パーソナルアシスタンス事業	在宅で生活する重度の障がいのある方が地域住民等から介助を受けた場合に必要となる費用を支給するパーソナルアシスタンス事業の実施により、重度の障がいのある方が地域で安心して暮らしていくことができるよう支援の提供に努めます。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
重度障がい者等就労支援事業 <b>重点取組</b>	重度障がい者等がある方に対して、通勤時や職場等においても、重度訪問介護、同行援護、行動援護の障害福祉サービスと同等のサービスを提供できるよう、国の雇用施策と連携して実施します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
重度訪問介護利用者の大学修学支援事業	重度障がい者が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、重度障がい者に対し修学に必要な身体介護等を提供し、もって、障がい者の社会参加を促進します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部

取組	取組概要	区分	担当部
重症心身障がい児者等受入促進事業	障害福祉サービス事業所に対し、看護職員配置に係る人件費、医療機器等の購入費及び設備改修費を補助することにより、事業所における重症心身障がい児者・医療的ケアを要する障がい児者の受入者数増加を図ります。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
障がいのある方の高齢化に対する支援の検討	高齢化により心身の機能が低下した人が地域で安心して生活できるよう、地域生活支援拠点等を充実するとともに、障害者総合支援法や介護保険法のサービスを中心に支援体制の在り方について引き続き検討し支援の充実を図ります。また、新たに設けられた共生型サービスの導入をはじめ、高齢の障がいのある方の介護保険サービスの円滑な利用について検討します。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
発達障害者支援体制整備事業	個別支援ファイル「サポートファイルさっぽろ」の活用促進、支援者の人材育成、ペアレントメンター等の活用による家族支援、普及啓発冊子の作成・配布などの取組により、発達障がいのある方が社会で十分活躍できるよう、支援体制を整備します。 また、発達障害者地域支援マネージャーを配置し、個々の発達障がいのある方の特性に応じた支援が適切に行われるよう、福祉サービス事業所等に対し、二次障がい、行動障がいがあるケースなど支援が困難な事例への専門的な助言、関係機関の連携調整などの支援を行います。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
地域生活支援拠点の充実	相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりを5つを柱とする、障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援のための機能をもつ「地域生活支援拠点」の運用をもって障がいのある方の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の充実を目指します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
複合的な福祉課題等を抱えた市民に対する支援体制の構築	複合的な福祉課題を抱えた世帯や、福祉制度のはざま・隙間にあり、これまでの体制では十分な支援が行えなかった世帯に対する、組織横断的な支援を目的として、区保健福祉部に支援調整課を設置し、関係課係が参加する複合支援推進会議（支援調整会議・総合会議）の運用を通して、支援方針の検討及び他係や関係機関との調整、役割分担等を決定します。	新規	保健福祉局 総務部

取組	取組概要	区分	担当部
ヤングケアラー支援の推進	<p>ヤングケアラー支援の在り方や連携スキームを示した「ヤングケアラー支援ガイドライン」に基づき、ヤングケアラー支援を進めます。また、ヤングケアラー当事者同士の交流の場を開設するほか、専門の相談窓口を設置し、ヤングケアラーや支援者等からの相談に幅広く応じるとともに、普及啓発や支援者を対象とした研修を実施します。</p> <p>さらに、ヤングケアラーの家事・ケアの負担を軽減するため、訪問支援事業を実施します。</p>	新規	子ども未来局 子ども育成部

## (2) 施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進

- 障がいのある方が地域で安心して暮らすことができるよう、相談支援体制をはじめ、障害福祉サービス等の提供基盤の充実を図ります。
- 地域移行・地域定着に向けた支援体制の充実を図るほか、地域における住まいの場の充実を図ります。
- 精神障がいのある方が、地域の一員として自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、福祉、介護、地域の助け合いなどが包括的に確保された、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

取組	取組概要	区分	担当部
地域移行支援・地域定着支援 <b>重点取組</b>	訪問支援員が精神科病院の入院患者の相談に応じるほか、ピアサポーターや相談支援専門員などが、精神科病院入院患者及び障害者支援施設入所者の、障害福祉サービス事業所等への同行や住まい探し、緊急連絡体制の確保等、退院・退所の支援に取り組むことにより、地域移行・地域定着を推進します。	拡充	保健福祉局 障がい保健福祉部
グループホームの整備推進【再掲】	重度の障がいのある方を受け入れるグループホームの新築整備費の一部に補助を行うことにより整備を推進し、地域における居住の場の充実を目指します。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部

取組	取組概要	区分	担当部
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築のための関係機関による協議の場の設置	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、自立支援協議会精神障がい者地域移行推進プロジェクトチームにおける議論経過も踏まえ、医療、福祉、介護等関係者による協議の場を設置し、検討を進めます。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
地域生活支援拠点の充実【再掲】	相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりを5つを柱とする、障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援のための機能をもつ「地域生活支援拠点」の運用をもって障がいのある方の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の充実を目指します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
住宅確保要配慮者に対する居住の安定確保の取組【再掲】	障がいのある方などに対し、市営住宅入居者募集の抽選時に優遇を行っています。また、民間住宅を含む住宅市場全体で住宅セーフティネット（安全網）を構築し、入居から退去までをサポートする相談体制の充実などにより、高齢の人や障がいのある人など、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を目指します。	継続	都市局 市街地整備部

### （3）福祉用具などの普及促進・利用支援

- 補装具・日常生活用具などの福祉用具の普及と、適切な支給に努めます。

取組	取組概要	区分	担当部
補装具費の支給、日常生活用具の給付	障害者総合支援法に基づき、身体に障がいのある方の身体機能を補完または代替し、職業その他日常生活の能率向上を図るため、補装具・日常生活用具を適切に支給します。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
福祉用具の普及	身体に障がいのある方が用いる補装具、日常生活用具、福祉用具に関する各種相談に応じ、普及に努めます。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部

#### (4) 福祉を担う人材確保・人材育成

- 事業者等に対する研修の実施や障害福祉サービスの魅力発信、市役所内業務の業務効率化のほか、ボランティア活動に対する支援などを通じて福祉を担う人材の確保・育成に努めます。

取組	取組概要	区分	担当部
福祉サービス提供事業者等に対する研修の実施	福祉サービス提供事業者等を対象に、サービス提供に係る技術的な支援や質の向上を図ることを目的とした研修を実施します。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
障がい福祉人材確保・定着サポート事業の実施	福祉・介護サービスの分野が人手不足にある状況を考慮し、事業所の安定的運営を確保するため、新任者や施設管理者等への研修を実施するほか、従業員の職場定着や処遇改善を図るためのキャリアパス制度の導入・改善等の支援する取組や障害福祉サービス事業所の新規就職者を増加させることを目的に、新卒者等に対して障がい福祉の仕事の魅力を発信する取組を実施します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
福祉分野を支える職員の人材育成の強化	令和5年3月に策定した「子ども虐待防止に関する職務に従事する職員の人材育成ビジョン」、「札幌市一般事務（福祉コース）育成方針」に基づき、協働による支援を実践できるよう、キャリアラダー（※）の活用や、ジョブローテーションの実施、各種研修等の充実により、組織的・計画的に、福祉職場を支えることのできる職員の人材育成を図ります。（※ 職務内容や必要なスキルを明確にし、下位職から上位職へはしごを昇るように移行できるキャリア向上の道筋）	新規	総務局職員部 保健福祉局総務部 子ども未来局 子ども育成部 児童相談所ほか
知的障がいのある方を対象とした介護職員初任者養成講座	特別支援学校の生徒等（知的障がいのある方）が、介護をするために必要な技術や知識を身につけ、地域の福祉への貢献や福祉関係への就労の可能性を広げることを目的に介護職員初任者養成講座を実施します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
障がい者相談支援費	相談員の質の向上と処遇改善及び関係機関との更なる連携を図るため、新たな委託料の加算制度を創設します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
地域ぬくもりサポート事業【再掲】	日々の生活の中で支援を必要としている障がいのある方（利用者）と、お手伝いをすることができる地域の方々（地域サポーター）をつなぎます。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部

取組	取組概要	区分	担当部
ボランティア活動への支援【再掲】	ボランティア活動の相談・登録・需給調整のほか、ボランティア活動機材の貸出し、人材養成のための研修等を行います。	継続	保健福祉局総務部
まちづくり活動への支援（市民活動サポートセンターの運営・さぽーとほっと基金）【再掲】	障がいのある方などを対象に保健・医療・福祉分野の活動などを行う市民活動団体に対して、支援を実施します。	継続	市民文化局 市民自治推進室
未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業	区や地域の特性を活かした元気で魅力あふれる地域づくりの推進を目的として、区の創意工夫や裁量によって、障がいのある人をはじめ市民が主体的に行う地域課題解決に向けた取組に対する支援を行います。	継続	市民文化局 市民自治推進室



## コラム④～当事者の声～

私にとって障がいを持つということは「プライドをズタズタに傷つけられてどん底に突き落とされて、そこから這い上がってきた」という感じです。

平成17年に脊髄の進行性難病を発症し、少しずつ歩けなくなり僅か1年で車椅子を使う障がい者になりました。今まで当たり前できていたことができなくなっていくことに一喜一憂し落ち込んでいた頃もありました。

障がいを持つようになるまでは、行きたいと思うところはどこでも行けました。段差があったり階段しかない建物も狭い通路のお店でも行けました。やりたいことも自分の意志さえあれば、何でもできました。でも、今は違います。ほとんどが我慢の世界です。まぢに出れば、案内表示などの情報、交通機関、建物のバリア、そして知らないでいることからの人の心のバリアに悲しくなることがあります。これは、私が障がいを持ったからこそ気がついたことばかりです。人は自分に関係がないとどうも意識が薄いように思います。

できなくなったことを残念だと思うより、できることをしないほうが残念だと思えるようになり、障がいをもった私だからできることとして社会の環境を変えるための意識や問題点を発信していくことにしました。建築士としてハード面から、そしてソフト面の心のバリアフリーの両方から伝える活動を続けてきました。

自宅の環境は自分のできることを増やしたいと自分仕様の使いやすいものにリフォームしたことで生きる意欲に繋がりました。障がいを持った方、ご高齢でできないことが増えてきた方に諦めないで是非、住宅改修をお薦めしたいと考えます。介護の負担も減ります。

まぢの中のバリアがなくなれば、どんなに住みやすい環境になるでしょうか。旅行、教育、就職などやりたいことができる選択肢が増えること、自分とは違うだれかのことを思いやり行動できる社会、孤独を感じさせない環境が不可欠です。

札幌が障がい者だけではなく、次世代の子ども達の為にも高齢者を含め、全ての人が暮らしやすいまぢになることを願っております。

### 牧野 准子

- ・札幌市まちづくり戦略ビジョン審議会委員等の行政委員に多数参画
- ・(一社)北海道建築士会札幌支部理事
- ・(一社)日本ユニバーサルマナー協会検定講師
- ・(公財)ノーマライゼーション住宅財団理事 ・札幌市西区身体障がい者相談員
- ・中小企業家同友会札幌支部インクルーシブ委員会
- ・FM三角山放送局「飛び出せ車いす」パーソナリティ
- ・札幌市心のバリアフリー推進事業(令和3～5年度)の委託運営など
- ・平成30年度 北海道男女平等参画チャレンジ賞 輝く女性チャレンジ賞受賞
- ・令和4年(一社)北海道建築士会会長表彰功績顕著者表彰
- ・令和4年(公社)北海道家庭生活総合カウンセリングセンター優良カウンセラー表彰

